

岐阜市児童館・児童センター 仕様書

令和3年7月

岐阜市子ども未来部子ども支援課

目 次

1 管理運営の方針	1
2 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容	
(1) 業務の範囲	1
(2) 事業計画等	3
3 施設の従業者(職員及び職員数)	3
4 安全管理(危機管理)	4
5 運営の透明性、説明責任、苦情処理等	4
6 指定管理者の引継ぎ	4
7 経理及び立ち入り検査について	5
8 協議	5
9 物品の帰属等	5
10 備品	5
11 事業計画・実績報告等	5
12 避難所として指定を受けている施設について	6

別添資料

別記1 関係法令等	7
別記2 設備に関する保守・点検業務	8
別記3 母親クラブについて	9
別記4 移動児童館について	10
別記5 おもちゃ図書館について	11
別記6 避難所施設・避難所指定外施設としての業務について	12

本仕様書は、岐阜市児童館及び児童センター（以下「施設」という。）募集要項と一体のものであり、岐阜市児童館条例及び岐阜市児童館条例施行規則に定めるもののほか、施設の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、標準的な条件を記載したものであり、これを踏まえ効果的・効率的な事業計画書・収支予算書を作成してください。

1 管理運営の方針

施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は豊かにするという児童厚生施設の目的及び「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。
- (5) 適正な運営を図るため運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。
- (6) 効率的な管理運営を行うこと。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。
- (8) 障がい児（者）について十分な配慮を行うこと。
- (9) 職員研修を実施するとともに関係団体等の協議会等に積極的に参加すること。
- (10) 市が開催する会議等に参加すること。
- (11) 他の児童館や関係機関、地域の各種団体等との連携に努めること。
- (12) ごみの減量、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (13) 感染症対策を考慮した衛生的な環境を保持すること。
- (14) **別記1「関係法令等」を遵守した管理運営を行うこと。**

2 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容

（1）業務の範囲

（ア）児童館

① 施設の管理に関する業務

ア 施設の適正な運営のため、建築基準法等の関係法令を順守するとともに、「管理者点検マニュアル」（平成31年3月岐阜市財政部行財政改革課）を参考に設備に関する保守点検をすること（**詳細は別記2参照**）。

イ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

- ・ 定期的な清掃等を実施し、常に施設を清潔な状態の保持に努め、管理上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出すること。
- ・ 岐阜市有施設における病害虫等防除に関する基本方針に準じ、病害虫等防除マニュアル

を作成し、市に提出するとともに、実施すること。

ウ 市の定めるエネルギー管理規定に基づき、省エネルギーに努めること。また、市に準じ、省資源及び廃棄物減量など環境への負荷の軽減に努めること。

エ 利用者の満足度利用調査を実施すること。

オ 施設、設備、備品等の維持管理に関すること。

施設の修繕は、市と事前に協議をすること。また、修繕を行った場合は市に報告をすること。

なお、原則として見積額7万円未満の修繕は指定管理者において行い、見積額7万円以上の場合は市と協議することとします。

カ 庭園等の管理

敷地内の草刈りを随時行うこと。

樹木及び草花の適正な維持管理を行うこと。

なお、原則として見積額7万円未満の剪定は指定管理者において行い、見積額7万円以上の場合は市と協議することとします。

② 利用の制限に関する業務

条例第4条に該当する場合は、利用の制限をすることができます。

③ 地域の児童の健全育成、子育て支援及び地域組織活動の育成助長等に関する業務

岐阜市子どもの権利に関する条例に掲げる、子どもの権利の保障、施設関係者の責務と役割に基づき、下記の業務を実施すること。

ア 遊びによる子どもの育成

子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。

イ 子どもの居場所の提供

子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。

ウ 子どもが意見を述べる場の提供

子どもの意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようになること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるよう支援すること。

エ 配慮を必要とする子どもへの対応

障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携

により、適切な支援を行うこと。

障害のある子どもの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。

オ 子育て支援の実施

子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。母親クラブなど地域活動組織の育成支援を行うこと（**母親クラブについての詳細は別記3参照**）。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。

カ 地域の健全育成の環境づくり

児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。また、児童館がない地域等に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること（**移動児童館についての詳細は別記4参照**）。

キ ボランティア等の育成と活動支援

子どもが児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。

④ その他市長が必要と認める業務

(イ) 児童センター

前記児童館業務の項目に加えて、次の2項目を業務の範囲とする。

- ① 遊びを通して運動に親しむ習慣を形成すること。
- ② 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

また、おもちゃ図書館のある児童センターにおいては、その運営に関する（**詳細は別記5参照**）。

(ウ) 特定の施設の業務

- ① 柳津児童館、サンフレンドうずら・児童センターにあっては、放課後児童クラブの運営に配慮すること。
- ② 西児童センターにあっては、施設の共通遊具の管理を行うこと。

(2) 事業計画等

業務に対する考え方やその具体的な内容及び施設の維持管理等を含め、施設の管理に関する**児童館・児童センターの管理に関する収支予算書（様式2）**及び**事業計画書（様式3）**を提出してください。

作成にあたっては、**別記1**から**別記5**の記載内容に留意してください。提案を求めている事項の他にも業務の実施等にあたり提案がありましたら、任意様式により資料等を提出してください。

3 施設の従業者（職員及び職員数）

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第90号）第53条に定める児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）の要件を満たす2人以上の従業者を置くほ

か、児童センターにおいては体力増進指導に関し知識技能を有する者、児童館においてはその他の職員を1人以上置くものとし、従業者のうち1人は常勤の従業者を置くこと。また、施設には、運営管理の責任者を定めること。なお、社会福祉法人以外の団体においては、管理責任者として児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する常勤の施設長をおくこととします（児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）、児童館の設置運営について（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知））。

※ 常勤とは、従業者の1週間の勤務時間が概ね40時間とします。

また、児童厚生員以外の職員についても児童厚生員となる資格を有する者を配置するよう努めてください。

4 安全管理(危機管理)

- (1) 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を市に報告すること。
- (2) 従業者に必要な研修を行い、その者の氏名を市に報告すること。
- (3) 従業者に必要な健康診断を行い、利用者及び従業者の健康を害さないように努めること。
- (4) 施設の管理保全に努め、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び従業者の安全確保に努めること。
- (5) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等あらかじめ市に報告するとともに、避難及び消火に関する訓練等を少なくとも月1回以上実施すること。
- (7) 子どもの安全のため、各児童館・児童センターが作成した「非常災害対策計画」、「不審者等対応マニュアル」及び「水防法・土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難計画」に従うこと。
また、訓練等をもとに、各施設の特性を踏まえ、実態に即した実効的なマニュアルや計画となるように隨時見直しを行うこと。
- (8) 避難所指定施設又は避難所指定外施設としての業務を行うこと（詳細は別記6参照）。

5 運営の透明性、説明責任、苦情処理等

指定管理者は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供し、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるため、利用者満足度調査（アンケート）を年2回以上実施すること。なお、調査項目については、あらかじめ市と協議の上決定することとし、「サービスの質が確保されているか」に関する項目を盛り込むこと。また、利用者の意向に配慮するよう努めるとともに、その情報を公開し説明責任を果たすこと。

6 指定管理者の引継ぎ

管理開始が円滑に行われるよう、管理開始前に現指定管理者と協議を積極的に行うこと。

ただし、市は引継ぎに要する経費は負担しません。

7 経理及び立ち入り検査について

(1) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(2) 市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うこととする。

(3) 指定管理者の経理状況の報告について

市が必要とする場合には、指定管理者の財務諸表等、指定管理者の経理状況を示す書類を提出すること。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

9 物品の帰属等

- (1) 市との協議の結果、指定管理者が委託料により物品を購入したときは、購入後の物品は市の所属に帰するものであること。**
- (2) 指定管理者は、市が所有する物品について、「岐阜市会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の移動についてその都度市に報告しなければならない。**
- (3) 岐阜市会計規則で定める消耗品のうち、施設運営、事業実施等のため、保存の必要のある物品については、事業用物品台帳を備えてその保管にかかる物品の整理をしなければならない。**

10 備品

備え付けの備品は別途提示します。

11 事業計画・実績報告等

- (1) 毎年度当初に、月ごとの事業計画（行事計画）と前掲「2 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容」（1ページ）「(ア) 児童館」の「③地域の児童の健全育成、子育て支援及び地域組織活動の育成助長等に関する業務」クに示す2つの選択事業の計画を提出すること。**
- (2) 管理運営の実施状況について、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項について市に報告すること。**
 - (ア) 管理業務の実施状況**
 - (イ) 施設の利用状況**
 - (ウ) 上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項**
- (3) 每年度終了後、市長が定める期間内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出すること。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以**

内に当該日までの間の事業報告書を提出すること。

(ア) 管理業務の実施状況

(イ) 施設の利用状況

(ウ) 管理経費等の収支状況

(エ) (1) で選択した2つの選択事業（a～d）の実施状況

(オ) 上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(4) 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、(3) に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(5) 指定管理者は、(4) の規定による指示に従い、是正等の措置を行い、市にその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

(6) 自主事業を実施する場合には、事前に次に掲げる書類を添えて市へ提出し、市の承認を得なければならない。

(ア) 事業目的及び計画が分かる書類

(イ) 事業の収支予算書

(ウ) 上記に掲げるもののほか、事業を把握するために必要な事項

(7) 自主事業を実施した場合には、事業実施後に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 事業実施報告書

(イ) 事業の収支決算書

(ウ) 上記に掲げるもののほか、事業を把握するために必要な事項

1.2 避難所として指定を受けている施設について

柳津高齢者福祉センター・柳津児童館、日光コミュニティセンター（日光児童センター）及び西部体育館（西児童センター）は、岐阜市地域防災計画に基づく避難所の指定を受けています。災害時においては、建物全体が一体的対応を求められますので、**別記6**のとおり避難所の開設等に関する業務を行ってください。

別記1

関係法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
社会福祉法（昭和26年法律第45号）
社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
社会福祉法施行規則（昭和26年厚令第28号）
児童館の設置運営について（平成2年厚生事務次官通知）
児童館の設置運営について（平成2年厚生省児童家庭局長通知）
児童館ガイドラインについて（平成30年厚生労働省子ども家庭局長通知）
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第90号）
岐阜市児童館条例（昭和49年岐阜市条例第32号）
岐阜市児童館条例施行規則（昭和49年岐阜市規則第48号）
岐阜市子どもの権利に関する条例（平成18年岐阜市条例第15号）
岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）
岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）
岐阜市会計規則（平成24年岐阜市規則第13号）
岐阜市公契約条例（令和2年条例第16号）
岐阜市おもちゃ図書館運営要綱（昭和60年）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

※指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づき業務を行うことになります。また、上記に掲げられたものほか、施設の管理運営及び業務遂行上、順守すべき法令等に従った管理運営を行わなければなりません。

設備に関する保守・点検業務

	梅林	黒野	東	加納	西	日光	本郷	長良	長森	岩野田	柳津	サンフジンド ^{みわ}	サンフジンド ^{うすら}
清掃業務	ワックスがけ					年3回							年3回
	窓ガラス清掃					年2回							年2回
	カーペット清掃												
夜間警備業務	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
消防用設備等保守点検	機器点検					年2回							年2回
	総合点検					年1回							年1回
非常通報装置保守													年12回
遊具保守点検						年2回							年2回
						年2回							
冷暖房保守													年2回
電気保安業務						年6回							年6回
						年1回							
貯水槽清掃													
自動扉保守													年2回
												○	
樹木管理業務													年12回
浄化槽維持業務													年12回
エレベーター保守点検													年12回
												○	
その他市長が必要と認める業務													

別記3

母親クラブについて

- 1 目的 幼児や小学生児童を持つ保護者を中心としたボランティア組織で、保護者としての研修や、子どもの養育に役立つ技術の習得、親子交流などを実施し、児童館・児童センターと一体となって子どもの健全育成や地域の児童福祉の向上を図る。
- 2 概要 児童館・児童センターを活動拠点とし、地域の児童を持つ保護者のボランティア組織として、児童福祉の向上を図るために、児童の交通安全活動、家庭養育に関する研修活動等を組織的、継続的に行う。
- 3 対象 児童健全育成に寄与する自主的な団体で、一の地域組織の会員はおおむね10人以上であること。
- 4 実施方法 児童館・児童センターは、母親クラブに地域活動促進費として所要の費用を支弁するものとし、支弁を受けた母親クラブは児童館・児童センターに活動の実績を報告するものとする。

別記4

移動児童館について

移動児童館とは、児童館及び児童センター（以下「施設」という）が設置されていない地区の児童に対して子育て支援サービスを実施する目的で開始され、主に学校の学年行事、子ども会、子育てサークルからの依頼により、施設の職員が公民館・小学校の体育館等へ出向いて児童館業務を実施するものです。

内容としては、スポーツ・ゲーム、工作、伝承遊び、野外活動等の指導から、観劇、講演などさまざまなメニューを取り入れてください。

また、令和2年3月に策定した。岐阜市子ども・子育て支援プランのうちの、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画に掲げる「健全育成に向けた児童館・児童センター機能の充実」を図るため、積極的な働きかけを行い、施設の未設置地区を中心に年6回以上の開設に努めてください。

なお、下記のとおり、施設ごとに担当地区が割り振られていますが、その割り当てについては限定したものではありません。必要に応じて積極的に実施してください。

児童館別担当地区

施設名	担当地区					
梅林	梅林	白山	徹明	華陽		
黒野	黒野	木田	西郷	七郷	方県	網代
東	芥見	芥見東	芥見南	岩		
加納	加納西	加納東	三里	厚見		
西	合渡	本荘	鏡島	市橋		
日光	島	早田	城西	鷺山	則武	
本郷	金華	京町	明徳	木之本	本郷	
長良	長良	長良西	長良東			
長森	長森北	長森南	長森西	長森東	日野	
岩野田	岩野田	岩野田北	常磐			
柳津	柳津					
サンフレンドみわ	三輪北	三輪南	藍川			
サンフレンドうずら	鶴	茜部	日置江			

別記5

おもちゃ図書館について

おもちゃ図書館は、障がい児や社会的に援助を必要とする子どもたちに出会いとふれあいの機会を提供し、おもちゃを通して、生活を楽しくより豊かなものにすると同時に、身体的諸機能や感覚等を養い心身の成長発達の促進を図ることを目的として運営しています。おもちゃ図書館を実施している児童センター及び事業の内容は、次のとおりとなります。

1 おもちゃ図書館を実施している児童センター

- (1) 西児童センター
- (2) 本郷児童センター
- (3) 長良児童センター
- (4) 長森児童センター
- (5) 岩野田児童センター
- (6) サンフレンドみわ・児童センター
- (7) サンフレンドうづら・児童センター

2 対象者

- (1) 小学校6年生までの障がい児及び障がい児に準ずる児童
(市内在住者にはおもちゃの貸出も行う。)
- (2) 4歳児未満の乳幼児
- (3) 上記児童・乳幼児の保護者

3 利用時間

- (1) 午前9時30分から午後5時まで（4月1日から9月30日まで）
- (2) 午前9時から午後4時30分まで（10月1日から翌年3月31日まで）

4 休館日

児童センターの休館日と同じ。

別記6

避難所指定施設・避難所指定外施設としての業務について

岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けている施設については、次の業務を行ってください。

- 1 施設の営業時間外であっても、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生し、市災害対策本部等からの避難所開設の指示があった場合は、速やかに避難所の開設に応じること。
- 2 施設の営業時間内に、災害が発生し、施設内に利用者が滞留する場合や、自主避難者が発生した場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- 3 市の指示により、施設を避難所等として開設する時は、市職員、地域住民、ボランティアと協力し運営すること。
- 4 避難者用の資機材等については、市が準備する。なお、災害対応における施設職員用として必要と思われる資機材等については、指定管理者が準備すること。
- 5 指定管理者は、**避難所運営マニュアル（指定管理者編）**により災害時に避難所として開設できるように体制を構築し市に報告すること。また、施設が所在する地域の自主防災隊との連携強化のため、地域防災訓練等へ参加すること。
- 6 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けていない施設については、次の業務を行ってください。

- 1 施設の営業時間内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生し、施設内に利用者が滞留する場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- 2 施設に滞留者が滞在する時は、市災害対策本部等からの指示を仰ぎ、受け入れに協力すること。
- 3 長期間、施設内に利用者が滞留するなど、資機材等を必要とする場合は、市が準備する。
- 4 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。